

軽自動車等の廃車・名義変更は3月中に

原動機付自転車を含む軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に課税されま

し、廃車や名義変更の届け出をしていない方は、早めに手続きをしてください。手続きをしないと、引き続き所有者として課税されますので、ご注意ください。

▽原動機付自転車(125cc以下) Ⅱ市民税課諸税係(☎042-387-9820)▽軽二輪等 Ⅱ東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所(☎050-5554012033)▽軽四輪等 Ⅱ軽自動車検査協会多摩支所(☎050-3881613104)

消防団員による巡回広報活動

消防団では、市民の皆さんの防火意識を高めてもらうため、市長・市議会議員等の参加のもと巡回広報を行います。

消防団員は、職業を持つかわら、昼夜を問わずに発生する災害に備え、常に訓練を積み重ね、市民の皆さんの生命や財産を守り、また、安全で住みよいまちづくりのために、積極的に活動しています。

なお、3月1日(火)〜7日(月)の春の火災予防運動期間中は、夜間巡回広報活動を強化して行います。

時3月6日(日)午前10時から 問地域安全課防災消防係(☎042-387-998007)

高額医療・高額介護合算制度 医療費・介護費の自己負担を軽減

医療費が高額になった場合は、各医療保険から月額の限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。また、介護サービス費用が高額になった場合は、介護保険から月額の限度額を超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。

自己負担額をさらに軽減するために、同じ世帯で1年間(8月〜翌年7月)の各月に支払った医療保険・介護保険の自己負担額(高額療養費、高額介護サービス費の支給対象分を除いた金額)の合計が年額の基準額(下表)を超える場合に、超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費等」として支給しています。

今回の支給対象期間(令和2年8月〜3年7月)に支給対象となる被保険者の方がいる世帯に、3月中に申請書を送付します。

支給時期は、5月以降となります。

他▷同じ世帯でも、国民健康保険・職場の医療保険・後期高齢者医療保険では、それぞれ別に自己負担額を計算します▷申請の受付窓口は、令和3年7月31日時点で加入していた医療保険となります

問保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9833)、保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)、介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

70歳未満の方

Table with 2 columns: 所得区分(※1) and 医療保険(70歳未満)と介護保険の合算. Rows include 901万円超, 600万円超~901万円以下, 210万円超~600万円以下, 210万円以下, 住民税非課税.

※1 国民健康保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

70歳以上の方

Table with 4 columns: 所得区分(※2), 医療保険(70~74歳)と介護保険の合算, 後期高齢者医療保険(75歳以上)と介護保険の合算. Rows include 課税所得690万円以上, 課税所得380万円以上690万円未満, 課税所得145万円以上380万円未満, 一般(課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下)(※3), 区分Ⅱ(住民税非課税), 区分Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下).

※2 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

※3 後期高齢者医療保険加入者は、一部条件が異なりますのでお問い合わせください

3月の相談日

お気軽にご相談ください

Large table listing consultation services with columns for 相談名, とき, ところ・問合先. Includes categories like 市民相談, 外国人相談, 法律相談, 税務相談, 人権・身の上相談, 建築・登記・表示登記相談, 行政相談, 相続等暮らしの書類作成相談, 交通事故相談, 年金・労務相談, 手話通訳者設置, 女性総合相談, ひとり親・女性相談, 教育相談, 消費生活相談, 労働相談, 高齢者介護相, 高齢者向け住宅改修相談, 木造住宅耐震相談, シルバー人材センター入会相談, 福祉サービス苦情・相談, 創業相談店舗・事務所物件探し相談, 福祉総合相談(ひきこもり相談含む).